

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律関係事務取扱要領

平成 13 年 11 月 7 日

埼例規第 102 号・生安

警 察 本 部 長

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律関係事務取扱要領の制定について（例規通達）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）の施行に伴い、配偶者からの暴力事案への適切な対応を図るため、みだしの要領を別添のとおり制定し、平成 13 年 11 月 7 日から実施することとしたから、事務処理上誤りのないようにされたい。

別添

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律関係事務取扱要領

第1 趣旨

この要領は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「法」という。）に基づく被害者の保護に係る手続及び配偶者（法第28条の2に規定する関係にある相手を含む。以下同じ。）からの暴力事案への対応に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 取扱いの基本

1 事案に応じた措置

配偶者からの暴力事案を認知した場合は、法第8条（法第28条において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する暴力の制止、被害者の保護等被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、被害者の意思を踏まえ、検挙、相手方への指導警告等、事案に応じた適切な措置を講ずるものとする。

2 関係行政機関との連携

- (1) 被害者の保護に当たっては、埼玉県婦人相談センター等の関係行政機関との連携による適切な対応を図るものとする。
- (2) 都道府県又は市町村において、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体等により構成される協議会（以下「協議会」という。）が組織された場合は、積極的に参加し、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うなど関係機関等と連携を図るものとする。
- (3) 前記協議の際に、被害者等の個人情報を取り扱うことが想定される所であり、法第5条の3において「協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。」とされていることを踏まえ、その取扱いに十分留意して適切に対応すること。

3 被害者への配慮

被害者への対応に当たっては、人権を尊重し、生活環境、心情に配慮するとともに、本人、被害者の親族等の身体の安全と個人の秘密の保持に努めるものとする。

第3 配偶者からの暴力相談等対応票の作成

1 対応票の作成

次の場合において、配偶者からの暴力に関する相談又は援助若しくは保護を求めていると認められる申出（以下「暴力相談等」という。）を受理したときは、埼玉県警察情報管理システムによる人身安全関連事案管理業務実施要領（令和3年人対第249号）に規定する人身安全関連事案管理業務（以下「人安システム」という。）に必要事項を登録し、身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉又は財産に対する脅迫があるなどの場合は、配偶者からの暴力相談等対応票（別記様式第1号。以下「対応票」という。）を作成するものとする。

なお、保護命令に係る裁判において、加害者は対応票を閲覧することが可能であることから、対応票の作成に際しては、被害者等の安全確保に配慮した適切な記載に努めること。

- (1) 警察安全相談の受理
- (2) 被害届又は告訴の受理
- (3) 110番通報の受理
- (4) 法第6条第1項又は第2項（法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による通報その他関係機関等からの配偶者からの暴力に関する通報の受理

2 作成者

対応票は、前記1(1)については当該相談を受理した職員、前記1(2)については当該事案の捜査主任官、前記1(3)及び(4)については当該事案の処理責任者が作成するものとする。

3 同一事案の取扱い

前記1の場合において、同一事案について継続して相談がなされ、又は繰り返し、若しくは重複して110番通報等、被害届等があったときであっても、相談、通報等、被害届等のあった都度、個別の対応票を作成するものとする。

第4 対応票の管理

1 警察本部における管理

警察本部の各所属長は、対応票を作成したときは、人安システムを通じて速やかに生活安全部人身安全対策課長（以下「人身安全対策課長」という。）に送付するものとし、送

付を受けた人身安全対策課長は、対応票の作成年ごとに配偶者からの暴力相談事案管理表（別記様式第2号）により、一元的に管理するものとする。

2 警察署における管理

警察署長は、対応票を作成したときは、人安システムを通じて速やかに人身安全対策課長に送付するとともに、対応票の作成年ごとに配偶者からの暴力相談事案管理表により、当該警察署の生活安全課長に一元的に管理させるものとする。

第5 警察本部長等の援助

1 申出の受理

(1) 前記第3の対応票を作成した場合において、更に法第8条の2（法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する警察本部長等の援助（以下「援助」という。）を受けたい旨の申出があったときは、警察本部にあつては生活安全部人身安全対策課において、警察署にあつては生活安全課において援助申出書（配偶者からの暴力等による被害を自ら防止するための警察本部長等による援助に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第18号。以下「規則」という。）別記様式）を受理するものとする。

(2) 援助申出書を受理したときは、援助内容を人安システムに登録するとともに、受理年月日及び人安システム登録時に自動採番される受理番号を記載し、配偶者からの暴力相談援助申出事案管理表（別記様式第3号。以下「管理表」という。）を作成するものとする。この場合において、管理表には埼玉県警察情報管理システムによる文書管理業務実施要領（平成14年文第266号）第2(2)に規定する総合文書管理システム登録時に自動採番される文書受付番号を人安システムに登録しておくものとする。

なお、援助申出書については、援助内容等を人安システムに登録することにより、これを作成することができる。

(3) 警察署長は、前記(2)の援助申出書を受理したときは、当該援助申出書の写しを人身安全対策課長宛て送付するものとする。

2 引継ぎ

(1) 前記1の援助を受けたい旨の申出を受理した場合において、当該申出者に対し継続的な対応を行うことに困難な事情があると認められるときには、援助を適切に行うことが

できる警察署又は他の都道府県警察に、当該申出者の同意を得た上で引き継ぐことができる。

(2) 援助申出書の引継ぎに当たり、警察署は、人身安全対策課長宛てその旨をあらかじめ連絡した上で送付するものとする。

(3) 人身安全対策課長は、本部又は警察署で受理した援助申出書を、適当と認められる警察署長（他の都道府県警察の場合は、援助を主管する所属長）宛て送付するものとする。

3 援助の実施

援助申出書を受理し、又は引継ぎを受けた警察署長は、規則に規定するところにより適正に援助を実施すること。

第6 援助申出書の管理

1 警察本部における管理

人身安全対策課長は、受理した援助申出書及び管理表並びに警察署から送付された援助申出書の写しを管理することにより受理状況を把握し総括するものとする。

2 警察署における管理

警察署長は、援助申出書を管理表とともに管理するものとする。

第7 裁判所からの書面提出請求に対する回答

1 回答の窓口

法第14条第2項の規定により裁判所から暴力相談等に関する書面の提出を求められたときの窓口は、次のとおりとする。

(1) 警察本部の各所属で取り扱った暴力相談等については、生活安全部人身安全対策課とする。

(2) 警察署において取り扱った暴力相談等については、当該警察署の生活安全課とする。

2 回答の方法

回答は、書面提出請求回答書（別記様式第4号）並びに裁判所からの書面提出請求書に記載された申立人及び暴力相談等の日時、場所に該当する対応票の写しを送付して行うものとする。この場合において警察署にあっては、事前に人身安全対策課長に報告の上、回答するものとする。

第8 裁判所から保護命令の通知を受けた際の措置要領

1 通知の取扱責任者及びとるべき措置

裁判所から保護命令の通知があったときは、人身安全対策課長は、取扱責任者として、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 通知の内容を保護命令管理表（別記様式第5号）に登載するとともに、速やかに、申立人の居所を管轄する警察署長に対し、保護命令が発せられた旨を連絡するとともに申立人の住居、居所、勤務先その他通常所在する場所（以下「住居等」という。）の調査依頼を調査依頼書（別記様式第6号）により行うものとする。
- (2) 前記(1)の調査により、申立人の住居等が複数の警察署にわたることが判明したときは、住居等を管轄する全ての警察署長（以下「関係警察署長」という。）に、通知書（別記様式第7号）により保護命令が発せられた旨、命令の内容及び住居等を通知するものとする。
- (3) 相手方の住居地を管轄する警察署長に、通知書により相手方に保護命令が発せられた旨、命令の内容等を通知するとともに、相手方に対する保護命令の認識状況の確認を依頼するものとする。
- (4) 申立人の居所が他の都道府県に所在することが判明したときは、申立人の居所を管轄する都道府県警察に保護命令が発せられた旨、命令の内容及び住居等を通知し、その後の措置を引き継ぐとともに、その旨を通知を行った裁判所に連絡するものとする。
- (5) 申立人の居所以外の住居等が他の都道府県に所在することが判明したときは、当該住居等を管轄する都道府県警察に保護命令が発せられた旨、命令の内容及び住居等を通知するものとする。
- (6) 裁判所から保護命令の効力の発生日時、取消し、効力停止決定等に係る通知を受けたときは、保護命令管理表に必要な事項を記載し、速やかに関係警察署長及び相手方の住居地を管轄する警察署長（以下「関係警察署長等」という。）並びに関係する都道府県警察に通知するものとする。
- (7) 関係警察署長から、申立人の住居等に異動が生じた旨の報告を受けたときは、当該異動先を管轄する警察署長又は都道府県警察に、保護命令が発せられている旨、命令の内容及び住居等を通知するとともに、必要に応じて関係警察署長等に報告の内容を通知し、関係警察署長等間の連携に配慮するものとする。この場合において、申立人の新しい居所が他の都道府県警察の管轄する地域に異動したものであるときは、その後の措置を当該都道府県警察に引き継ぐとともに、通知を行った裁判所に連絡するものとする。

2 警察署長のとるべき措置

- (1) 前記 1 (1)により調査依頼を受けた警察署長は、速やかに申立人の住居等の調査を行い、その結果を調査結果回答書（別記様式第 8 号）により人身安全対策課長に報告するとともに、申立人の居所が管轄区域内にある場合は、速やかに申立人に対して次の事項を教示するものとする。

なお、保護命令の有効期間中、申立人に対して定期的に連絡を行い、申立人等の生活実態の変化、相手方からの言動等の把握に努めること。

ア 埼玉県婦人相談センターの利用に関する事項

イ 緊急時の警察に対する通報に関する事項

ウ 配偶者からの暴力に係る防犯上の留意事項

- (2) 関係警察署長は、申立人が更なる配偶者からの暴力によりその生命又は心身に対する重大な危害を受けることを防止するため、保護命令に係る情報について関係する職員に周知するとともに、事案に応じて適切な措置を講じるものとする。
- (3) 関係警察署長は、申立人の住居等が変わった場合又は保護命令を受けた者の特異言動等を認知した場合は、速やかに人身安全対策課長に報告するものとする。
- (4) 前記 1 (3)の確認依頼を受けた相手方の住居地を管轄する警察署長は、速やかに相手方に対して、保護命令の認識状況等の確認を行い、保護命令を遵守するように指導又は警告を行うこと。

なお、相手方に対して認識状況等の確認を行ったときは、保護命令認識確認表（別記様式第 9 号）により、人身安全対策課長宛てに報告すること。

第 9 保護命令違反を認知した場合の措置

警察署長は、保護命令違反を認知した場合は、生活安全課長に保護命令の内容及び効力発生の有無について確認し、積極的な検挙措置を図るとともに、再被害防止のための措置を講じるものとする。

なお、執務時間外においては、埼玉県警察人身安全初動指揮本部の設置及び運営に関する訓令（平成 26 年埼玉県警察本部訓令第 13 号。第 10 において「指揮本部訓令」という。）第 1 条に規定する埼玉県警察人身安全初動指揮本部（以下「指揮本部」という。）において保護命令管理表を管理するものとし、保護命令の内容及び効力発生の有無の確認は、指揮本部に行うものとする。

第10 本部主管課等への報告

配偶者からの暴力事案又は法に基づく保護命令違反を検挙した場合は、当該事案の捜査結果を、別に定める人身安全関連事案に係る報告書により、執務時間内にあつては人身安全対策課長に、執務時間外にあつては指揮本部訓令第6条に規定する統括指揮官に速やかに報告するとともに、犯罪発生報告及び検挙報告（埼玉県犯罪捜査規程（平成3年埼玉県警察本部訓令第1号）様式第8号）その他の定められた書式により、速やかに当該事案の捜査を主管する警察本部の所属長に報告するものとする。

第11 留意事項

1 指導教養の徹底

人身安全対策課長及び警察署長は、暴力相談等の内容を検討し、被害者の心身の状況等に十分配慮するとともに、被害者の立場に立った適切な措置が講じられるよう職員の指導教養を徹底すること。

2 被害者が相談しやすい環境の整備

- (1) 配偶者からの暴力事案の特性に鑑み、相談又は申告に際して被害者の負担を軽減し、かつ、二次的被害を防止するため、被害者の希望する性別の職員による対応、被害者と加害者を分離して対応等、この種事案の特性に配慮した環境の整備に努めること。
- (2) 保護命令の申立人が相手方と同性の場合について、保護命令を求める申立てが容認された例があることに留意し、適切に対応すること。
- (3) 法第23条第1項において、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重することとされている趣旨を踏まえ、外国人の被害者の保護においては、在留資格の有無及びその種類により被害者の置かれた状況が様々であること並びに、言葉の問題、文化又は慣習の違いなどを十分認識するとともに、障害者である被害者の保護においては、障害の特性を十分に把握して、被害者の立場に立つたできる限りの配慮を行い、適切に対応すること。

3 現場臨場時の配慮

110番通報等による現場臨場の際、正に配偶者が暴力を振るっている場合は、暴力の制止はもちろんのこと、被害者の生命及び身体の安全の確保を最優先するとともに、受傷事故防止には特段の配慮をすること。

4 被害者に対する加害者からの行方不明者届への対応

被害者の保護を図り、加害者からの更なる被害を防止するため、加害者からの行方不明者届が被害者を捜し出すための手段として利用されることのないよう、行方不明者届出の受理に当たっては、十分注意すること。

なお、配偶者からの暴力を理由として家を出ている事実をあらかじめ把握している場合は、原則として行方不明者届は受理しないこととし、行方不明者届を受理後に当該事実を把握した場合は、被害者の意思を踏まえ、適切な措置を講ずること。

5 子への接近禁止命令等違反事件の対応

離婚した被害者の子に係るいわゆる面接交渉権が加害者に認められている場合は、保護命令等違反の成否に影響を及ぼす可能性があることから、子への接近禁止命令等違反の捜査に当たっては、当該子に係る面接交渉権が加害者に認められているか否かを確認すること。

6 関係部門間の連携

配偶者からの暴力事案への対応に当たっては、被害の発生を防止するための必要な措置及び刑罰法令に抵触する場合の積極的な検挙措置が図られるよう、関係警察署長等はもとより、生活安全部門、地域部門、刑事部門相互の連携を図ること。

実施日

この例規通達は、平成 13 年 11 月 7 日から実施する。

実施日（平成 14 年 8 月 16 日生安第 2862 号）

この通達は、平成 14 年 9 月 1 日から実施する。

実施日（平成 17 年 5 月 19 日生企第 518 号）

この通達は、平成 17 年 5 月 19 日から実施する。

実施日（平成 19 年 12 月 19 日生企第 7825 号）

この通達は、平成 20 年 1 月 11 日から実施する。

実施日（平成 22 年 3 月 31 日生企第 2299 号）

この通達は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

実施日（平成 25 年 12 月 13 日生企第 9402 号）

この通達は、平成 26 年 1 月 3 日から実施する。

実施日（平成 26 年 2 月 17 日生企第 1236 号）

この通達は、平成 26 年 2 月 17 日から実施する。

実施日（平成 26 年 3 月 20 日務第 741 号）

この通達は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

実施日（平成 30 年 11 月 16 日人対第 1491 号）

この通達は、平成 30 年 11 月 16 日から実施する。

実施日（令和 3 年 3 月 31 日人対第 255 号）

この通達は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

実施日（令和 4 年 8 月 19 日人対第 814 号）

この通達は、令和 4 年 8 月 22 日から実施する。

実施日（令和 6 年 4 月 1 日人対第 376 号）

この通達は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。

【様式別表省略】